

お知らせ

生ごみ処理機・コンポスト容器的購入補助のお知らせ

生ごみの減量化と再生利用を目的として、生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入された方に購入費の一部を補助します。

○補助要件

町内在住者で、町内小売店から購入された人。
(過去に補助金を受けた人も対象になります。)

○補助金額

生ごみ処理機
購入費の2分の1以内
で、上限額20,000円

コンポスト容器

購入費の2分の1以内
で、上限額2,000円

○申請方法

ごみ減量化機等購入補助金交付申請書(町民生活課窓口で受取のほか、下川町HPからもダウン

ロードができません)に必要事項を記入し、購入時の領収書類を添付の上、町民生活課生活環境係までご提出ください。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係
☎ 4・2511
内線521



お知らせ

犬の登録等の手続について

犬の飼育にあたっては、狂犬病予防法に基づき登録および狂犬病予防注射の接種が義務づけられており、違反した場合は罰則があります。

新たに犬を飼う方、既に犬を飼っている方は、次の手続きにお忘れが無いよう注意して下さい。

①新規登録

(犬の登録手数料…1頭
3,000円)

犬を飼い始めた日もしくは生後90日を経過した日から30日以内に、「畜犬登録申請書」の提出が必要で

※登録は犬の生涯に1回のみ必要です。

②登録事項変更

譲渡や転入・転出等により登録済みの犬の所有者や住所が変わった時は「犬の登録事項変更届」の提出が必要です。

③犬の死亡届

登録された犬が死亡した時は「犬の死亡届」の提出が必要です。

④狂犬病予防注射

(狂犬病予防注射済票交付手数料…1頭1回につき550円)

動物病院等で犬の狂犬病予防注射を行った方は、役場町民生活課へ獣医師が交付する証明書

(狂犬病予防注射済証)

を提示し、狂犬病予防注射済票の交付を受ける必

要があります。

※接種日が翌年3月中になる場合は、次年度(9年度)の注射済票を交付します。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係
☎ 4・2511
内線521



お知らせ

野焼きは法律で禁止されています。

ごみなどを野外焼却する行為、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第十六条の二)」に基づき、一部の例外を除いて禁止されています。

野焼きは、煙や悪臭で近隣の迷惑となるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質の発生原因に

もなるほか、火元の不注意などによる大規模火災のリスク等があります。

○野焼きには罰則があります

野焼きを行った場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第二十五条第十五項)」で定められた罰則規定に基づき、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの両方が科されます。

「昔からやっているから」、「今まで何も言われていないから」、「ごみ出しが面倒だし燃やした方が楽だから」などは野焼きの例外事由になりません。ごみは適切に処分しましょう。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係
☎ 4・2511
内線521